

我孫子市開発行為に関する条例の逐条解説新旧対照表

改正後	改正前
<p>【条例】 (適用する開発行為)</p> <p>第3条 この条例を適用する開発行為は、次に掲げるとおりとする。ただし、自己の居住の用に供する専用住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為については、次章、第3章第2節、第4章第1節及び第2節並びに第5章の規定は、適用しない。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>【規則】 (条例第3条第3号の規則で定める全体として一体的な土地利用とみなす開発行為)</p> <p>第4条 略</p>	<p>【条例】 (適用する開発行為)</p> <p>第3条 この条例を適用する開発行為は、次に掲げるとおりとする。ただし、自己の居住の用に供する専用住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為については、第2章、第3章第2節、第4章第1節及び第2節並びに第5章の規定は、適用しない。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>【規則】 (条例第3条第3号の規則で定める全体として一体的な土地利用とみなす開発行為)</p> <p>第4条 略</p>
<p>【条例】 (開発事業者の責務)</p> <p>第5条 略</p> <p>【規則】 (条例第5条第2項の規則で定める条例等)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和47年条例第39号)、我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成元年条例第28号)、我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例(平成11年条例第10号)、我孫子市墓地等の経営の許可等に関する条</p>	<p>【条例】 (開発事業者の責務)</p> <p>第5条 略</p> <p>【規則】 (条例第5条第2項の規則で定める条例等)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和47年条例第39号)、我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成元年条例第28号)、我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例(平成11年条例第10号)、我孫子市墓地等の経営の許可等に関する条</p>

例（平成 13 年条例第 2 号）、我孫子市埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 15 年条例第 22 号）及び我孫子市景観条例（令和 7 年条例第 28 号）並びにこれらの条例に基づき定められた規則
(2) 及び (3) 略
(公共施設等の帰属)
第 17 条 略

例（平成 13 年条例第 2 号）、我孫子市埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 15 年条例第 22 号）及び我孫子市景観条例（平成 18 年条例第 21 号）並びにこれらの条例に基づき定められた規則
(2) 及び (3) 略
(公共施設等の帰属)
第 17 条 略

【条例】
(事前協議)

第 6 条 開発行為を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項について、規則で定める図書を添えて市長に協議を申請しなければならない。

(1) から (3) まで 略

2 前項の協議（以下「事前協議」という。）の申請は、我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成元年条例第 28 号）第 5 条第 1 項の規定による標識の設置後、同条第 2 項に規定する標識の設置期間が経過した後に行わなければならない。

【条例】
(事前協議)

第 6 条 開発行為を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項について、規則で定める図書を添えて市長に協議を申請しなければならない。

(1) から (3) まで 略

2 前項の協議（以下「事前協議」という。）の申請は、我孫子市景観条例（平成 18 年条例第 21 号）以下この項において「景観条例」という。）第 15 条第 2 項の規定による申請書の提出後及び我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成元年条例第 28 号）以下この項において「紛争予防条例」という。）第 5 条第 1 項の規定による標識の設置後、景観条例第 15 条第 1 項に規定する期間及び紛争予防条例第 5 条第 2 項に規定する標識の設置期間が経過した後に行わなければならぬ。ただし、景観条例第 15 条第 2 項の規定による申請書の提出後、同条第 3 項の規定により市長が当該行

	<p>為に係る手続に着手することを認めた場合においては、紛争予防条例第5条第1項の規定による標識の設置後、同条第2項に規定する標識の設置期間が経過したときは、事前協議の申請を行うことができる。</p>
3 略	
【規則】	
(条例第6条第1項に規定する事前協議の手続)	(条例第6条第1項に規定する事前協議の手續)
第6条 略	第6条 略
2 条例第6条第1項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。	2 条例第6条第1項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。
(1)から(8)まで 略	(1)から(8)まで 略
(9) 前各号に定めるもののほか、次に掲げる図書で開発行為に応じて市長が指定するもの	(9) 前各号に定めるもののほか、次に掲げる図書で開発行為に応じて市長が指定するもの
<u>ア 消防施設協議申請書の写し</u>	<u>ア 我孫子市景観条例に基づく我孫子市景観計画区域内行為事前協議申請書の写し</u>
<u>イ 雨水に関する排水放流申請回答書の写し</u>	<u>イ 消防施設協議申請書の写し</u>
<u>ウ ごみ集積所設置事前協議書の写し</u>	<u>ウ 雨水に関する排水放流申請回答書の写し</u>
<u>エ 埋蔵文化財の取扱いについての回答書の写し</u>	<u>エ ごみ集積所設置事前協議書の写し</u>
<u>オ 土砂等の埋立て等事前計画書の写し</u>	<u>オ 埋蔵文化財の取扱いについての回答書の写し</u>
<u>カ 事前協議に係る手続を代理人に委任して行うときは、委任状</u>	<u>カ 土砂等の埋立て等事前計画書の写し</u>
<u>キ その他市長が必要がある</u>	<u>キ 事前協議に係る手続を代理人に委任して行うときは、委任状</u>
	<u>ク その他市長が必要がある</u>

<p>ると認める図書</p> <p>3 略 (条例第6条第3項の規則で定める開発行為) 第7条 略</p> <p>【趣旨】 略</p> <p>【解説】</p> <p>■ 条例第6条第2項は、事前協議を申請する時期を規定している。当該申請は、紛争予防条例第5条第1項の規定による標識の設置後、同条第2項に規定する標識の設置の期間が経過した後に行わなければならぬと規定している。当該規定を図示すると次のとおりとなる。</p> <p>■ 略</p> <p>【条例】 (袋状道路)</p> <p>第13条 略 (1)から(6)まで 略</p> <p>【規則】 (回転広場)</p> <p>第10条の2 条例第11条第2号並びに第13条第4号及び第5号の規定により設置する転回広場の形状は、別図第1のとおりとする。 (条例第13条第4号の規則で定める形状の道路)</p> <p>第10条の3 略</p>	<p>ると認める図書</p> <p>3 略 (条例第6条第3項の規則で定める開発行為) 第7条 略</p> <p>【趣旨】 略</p> <p>【解説】</p> <p>■ 条例第6条第2項は、事前協議を申請する時期を規定している。当該申請は、景観条例第15条第2項の規定による申請書の提出後及び紛争予防条例第5条第1項の規定による標識の設置後、景観条例第15条第1項に規定する期間及び紛争予防条例第5条第1項の規定による標識の設置の期間が経過した後に行わなければならぬと規定している。当該規定を図示すると次のとおりとなる。</p> <p>■ 略</p> <p>【条例】 (袋状道路)</p> <p>第13条 略 (1)から(6)まで 略</p> <p>【規則】 (回転広場)</p> <p>第10条の2 条例第11条第1項第2号並びに第13条第4号及び第5号の規定により設置する転回広場の形状は、別図第1のとおりとする。 (条例第13条第4号の規則で定める形状の道路)</p> <p>第10条の3 略</p>
---	---

<p>附則</p> <p>【条例】 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 略 【規則】 略</p>	<p>附則</p> <p>【条例】 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 略 【規則】 略</p>
<p>【規則】(平成20年4月28日 規則第26号) 略</p>	<p>【規則】(平成20年4月28日 規則第26号) 略</p>
<p>【条例】(平成21年3月24日 条例第10号) (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 略 【規則】(平成21年3月24日 規則第5号) 略</p>	<p>【条例】(平成21年3月24日 条例第10号) (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 略 【規則】(平成21年3月24日 規則第5号) 略</p>
<p>【規則】(平成23年3月31日 規則第24号) 略</p>	<p>【規則】(平成23年3月31日 規則第24号) 略</p>
<p>【規則】(平成23年7月1日 規 則第32号) 略</p>	<p>【規則】(平成23年7月1日 規 則第32号) 略</p>
<p>【規則】(平成25年5月7日 規 則第26号) 略</p>	<p>【規則】(平成25年5月7日 規 則第26号) 略</p>
<p>【条例】(平成29年3月22日 条例第8号) (施行期日) 1 略</p>	<p>【条例】(平成29年3月22日 条例第8号) (施行期日) 1 略</p>

<p>(経過措置) 2 略 【規則】(平成29年3月22日 規則第8号) 略</p>	<p>(経過措置) 2 略 【規則】(平成29年3月22日 規則第8号) 略</p>
<p>【条例】(平成30年3月26日 条例第12号) 略 【規則】(平成30年3月26日 規則第14号) 略</p>	<p>【条例】(平成30年3月26日 条例第12号) 略 【規則】(平成30年3月26日 規則第14号) 略</p>
<p>【規則】(令和3年3月31日規 則第38号) この規則は、公布の日から施行 する。</p>	<p>【規則】(令和3年3月31日規 則第38号) この規則は、公布の日から施行 する。</p>
<p>【規則】(令和3年3月31日規 則第45号) この規則は、令和3年4月1日 から施行する。</p>	<p>【規則】(令和3年3月31日規 則第45号) この規則は、令和3年4月1日 から施行する。</p>
<p>【規則】(令和4年3月2日規則 第11号) この規則は、令和4年4月1日 から施行する。</p>	<p>【規則】(令和4年3月2日規則 第11号) この規則は、令和4年4月1日 から施行する。</p>
<p>【規則】(令和5年3月31日規 則第33号) この規則は、令和5年4月1日 から施行する。</p>	<p>【規則】(令和4年3月2日規則 第11号) この規則は、令和4年4月1日 から施行する。</p>
<p>【規則】(令和6年3月29日規 則第16号) この規則は、令和6年4月1日 から施行する。</p>	<p>【規則】(令和6年3月29日規 則第16号) この規則は、令和6年4月1日 から施行する。</p>

【規則】（令和 6 年 1 月 13 日
規則第 74 号）

この規則は、公布の日から施行する。

【規則】（令和 6 年 1 月 13 日
規則第 74 号）

この規則は、公布の日から施行する。

【条例】（令和 7 年 1 月 25 日
条例第 49 号）

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

【規則】（令和 7 年 1 月 25 日
規則第 65 号）

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。